



令和4年4月1日より不妊治療の保険適応に伴い料金体系が大幅に変わります。

当院はスタンダードな高度生殖医療を低料金で提供するという信念をもって体外受精・顕微授精に取り組んでまいりました。4月より保険適応されることとなり、患者様の負担がさらに軽くなります。これに伴い、当院の料金システムは助成金利用の方を除いて終了となります。

保険適応の患者様は所定の3割負担、保険適応外の患者様は10割負担となります。

体外受精・顕微授精の保険適応は43歳未満に限ると定められています。

回数制限が設けられており、胚移植の回数でカウントされます。

採卵回数に制限はありません。

・40歳未満、一子につき最大6回まで。

・40歳以上43歳未満の場合、一子につき最大3回まで。

これまでの助成金制度の利用回数はカウントされません。

助成金制度の経過措置として、令和4年3月31日までに体外受精・顕微授精を開始された方は4月以降も助成金を1度だけ使用することができます。この場合も保険適応の回数にはカウントされません。

この資料は第516回中央社会保険医療協議会及び厚労省保険局医療課からの事務連絡の資料を元に作成しております。十分に注意をして資料を作成しましたが、間違いがあればご指摘下さい。今後、内容に変更がある場合はそちらが優先されます。

新料金

	保険（3割負担）	自費（10割負担）
人工授精	5,460 円	

※年齢、回数制限はありません。別に薬代がかかります。

採卵	保険（3割負担）	自費（10割負担）
0 個（採卵不成功）	9,600 円	32,000 円
1 個	14,400 円	56,000 円
2－5 個	20,400 円	68,000 円
6－9 個	30,000 円	87,000 円
10 個以上	38,400 円	104,000 円

※別に薬代、麻酔代がかかります。



受精	保険（3割負担）	自費（10割負担）
体外受精	12,600 円	42,000 円
顕微授精		
1 個	14,400 円	48,000 円
2－5 個	20,400 円	68,000 円
6－9 個	30,000 円	100,000 円
10 個以上	38,400 円	128,000 円
卵子調整加算	3,000 円	10,000 円

※体外受精・顕微授精を同時に実施した場合は体外受精の費用半分と顕微授精の費用を合算した料金となります。

※精巣内精子採取術により採取された精子を用いる場合は、採取精子調整加算として、15,000 円(保険適応)がかかります。

受精卵胚培養管理料	保険（3割負担）	自費（10割負担）
1 個	13,500 円	45,000 円
2－5 個	18,000 円	60,000 円
6－9 個	25,200 円	84,000 円
10 個以上	31,500 円	105,000 円

胚盤胞作成のための加算	保険（3割負担）	自費（10割負担）
1 個	4,500 円	15,000 円
2－5 個	6,000 円	20,000 円
6－9 個	7,500 円	25,000 円
10 個以上	9,000 円	30,000 円

胚凍結保存管理料（導入時）	保険（3割負担）	自費（10割負担）
1 個	15,000 円	50,000 円
2－5 個	21,000 円	70,000 円
6－9 個	30,600 円	102,000 円
10 個以上	39,000 円	130,000 円
胚凍結保存維持管理料	10,500 円(1 年に 1 回)	35,000 円（1 年に 1 回）

※2 年目以降の年間凍結保存料、保険適応は胚の凍結時から 3 年が限度

※令和 4 年 4 月 1 日より前から保存されている凍結胚にも適応



胚移植	保険（3割負担）	自費（10割負担）
新鮮胚移植	22,500 円	75,000 円
凍結・融解胚移植	36,000 円	120,000 円
アシステッド・ハッチング	3,000 円	10,000 円
高濃度ヒアルロン酸含有培養液	3,000 円	10,000 円

助成金ご利用の場合

助成金の経過措置として、令和4年3月31日までに体外受精・顕微授精を開始された方は4月以降も助成金を1度だけ使用することができます。

その場合は当院の旧料金を適応させていただきます。

助成金利用には年齢及び回数制限がございますので、ご注意下さい。

経過措置の詳細については、各市町村にお問い合わせください。

旧料金

採卵 10万円（局所麻酔使用）、12万円（静脈麻酔使用）

新鮮胚移植（体外受精・受精卵培養・高濃度ヒアルロン酸含有培養液の費用含む）12万円

凍結・融解胚移植（上記及び凍結融解の費用含む）16万円

アシステッド・ハッチング 2万円

※令和4年4月1日以降に旧料金が適応されるのは、助成金を利用される場合のみです。